

**第3章 やさしさとやすらぎがあふれるまち
(保健・医療・福祉の充実)**

第1節 高齢者福祉

現況と課題

本市の高齢化率は、平成23年10月には21.7%となっていました。戦後の団塊の世代（昭和22年～昭和24年生まれ）が65歳以上となる平成27年には25%を超え、人口の約4人に1人が高齢者という超高齢社会が予測されています。また、ひとり暮らし高齢者世帯も平成17年の566世帯から確実に増加している状況です。

本市では平成24年3月に策定した、平成24年度から平成26年度にわたる高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画に基づき、高齢者が尊厳を保ち、住み慣れた地域において自立した生活が継続できるよう、各種事業等を展開しています。

また、平成18年4月に介護保険法が改正され、従来からの老人保健事業と福祉サービスの一部を統合した「地域支援事業」が新設されてから6年が経過しました。地域支援事業は、高齢者の自立した地域生活を支えるための介護予防事業、包括的支援事業、地域の実情に応じて実施する任意事業の、大きく3つの事業で構成されていますが、今後も更なる事業内容の充実が求められています。

今後の急速な高齢化の進展、特に、75歳以上の後期高齢者人口の増加に伴い、介護や支援を必要とする高齢者も増加することが予想され、今後、高齢者が住み慣れた地域や家庭で、社会の一員として自立した生活を送るためには、在宅を基本とした各種サービスの提供はもとより、できる限り介護が必要な状態にならないよう、介護予防と生活支援の充実がいっそう重要となっています。

また、介護や支援を必要としない高齢者に対して、高齢者一人ひとりが生きがいの持てる環境を整備するため、本市では、社団法人つくばみらい市シルバー人材センターにおいて定年退職後における就労の場の提供を図っているほか、高年クラブ活動など高齢者同士の交流や社会参加活動に対して支援を行っています。今後も、高齢者が地域社会の中で孤立することなく生きがいを持って充実した生活を送れるよう、ボランティア活動や各種自主的活動を支援していくことが重要です。

基本方針

- 高齢者がいつまでも住み慣れた地域で、暮らし続けられるよう、介護予防や生活支援サービスの充実に努めます。また、ひとり暮らし高齢者の不安を軽減し、地域において心のふれあいと社会参加を促進します。
- 地域密着型サービス体制の充実や施設サービス利用の利便性の向上に努めます。
- 高齢者のさまざまな社会活動や社会参加の機会と場の充実に努めるとともに、参加しやすい環境づくりを進めます。

指標名	実績値 (H23年度)	目標値 (H29年度)	指標の考え方
二次予防事業通所型介護予防教室の参加率	83%	85%	健康な高齢者を増やすため、介護予防教室の参加率の拡大を目標とします。 ※参加率＝参加者数×実施回数／申込人数×実施回数
一次予防事業介護予防教室の会場数	6会場	9会場	一次予防介護予防教室を実施している会場をふやし、徒歩圏内で未永く介護予防を実践していくことを目標とします。
地域密着型サービス施設数	6施設	8施設	自立した生活を住み慣れた地域において営めるよう、地域密着型サービスを提供する施設数の増加を図ることを目標とします。
高齢クラブ会員数	972人	1,300人	高齢者の生活を豊かにするため、高齢クラブ会員数の増加を目標とします。

施策の方向

項	目
在宅福祉の充実	在宅介護サービスの基盤の充実
	在宅福祉サービスの充実
	介護予防体制の推進
福祉施設の充実	地域密着型サービスの充実
	施設サービス利用の充実
生きがいつくりの推進	健康・生きがいつくりの支援
	世代間交流の推進
	就労の支援や学習活動・機会の充実

施策の内容

【在宅福祉の充実】

■在宅介護サービスの基盤の充実

- ・家族の介護負担の軽減を図るため、理髪サービスや移送サービスの支援などを実施し、介護する家族等を多方面から支援します。
- ・在宅介護をする家族の身体的、精神的及び経済的な負担軽減のため、相談窓口の機能強化や情報の提供に努めるとともに、地域の中で活動している民生委員・児童委員などと

の連携により、相談体制の充実を図ります。

■在宅福祉サービスの充実

- ・介護保険で「要支援」又は「要介護」に該当と判定された高齢者が、地域社会において快適な生活を送ることができるよう、各種ニーズに対応しながら柔軟なホームヘルプサービスやデイサービスなどを実施し、在宅での生活を支援します。
- ・ひとり暮らしの高齢者に対し、地域の民生委員・児童委員の協力のもとに、地域での見守り、定期的な安否確認や地域情報・行政情報の提供を行います。また、急病など緊急時の不安の軽減に努めます。
- ・高齢者の健康保持のための栄養バランスのとれた食やサービスの提供を行います。

■介護予防体制の推進

- ・高齢者の健康を維持するため、介護予防の普及啓発に資する介護予防教室等を開催し、介護予防に向けた取組が主体的に実施される地域社会の構築を目指します。
- ・地域の集会所等において、介護予防に関するパンフレット等の配布や出前講座を実施し、高齢者の生活機能の維持・向上のため介護予防に関する知識の普及・啓発活動を推進します。
- ・地域徒歩圏内で出られる体操会場を増やすなど、介護予防が実践できる環境づくりに継続的に取り組みます。
- ・65歳以上の方（要支援、要介護認定者を除く）全員に対し郵送で調査を行い、要介護状態等となるおそれの高い高齢者（二次予防事業対象者）を把握し、自立した生活の支援に努めます。

【福祉施設の充実】

■地域密着型サービスの充実

- ・介護が必要な高齢者が、住み慣れた地域で自立した生活が維持できるよう支える地域密着型サービスについては、日常生活圏域ごとにサービス事業者の参入の促進を図り、サービス体制の確保に努めます。

■施設サービス利用の充実

- ・高齢者の疾病の治療、機能回復訓練のため、医療機関などへの通院・通所にかかる交通費の一部を助成し、高齢者福祉の増進を図ります。

【生きがいつくりの推進】

■健康・生きがいつくりの支援

- ・高齢者の健康づくりと生きがいつくりを支援するため、高年クラブ活動を通して、多様な地域活動を推進するとともに、高齢者が健康で心豊かに過ごせる地域社会づくりに努めます。
- ・ボランティア活動やサークル活動など、さまざまな活動への参加機会の充実を図ります。
- ・高齢者の多様な学習やスポーツのニーズに対応するため、よつわ大学などの生涯学習機会の充実や各種スポーツ活動などの普及啓発に努めます。

■世代間交流の推進

- ・高齢者の生きがいつくりを推進するため、高齢者の知識と経験をいかした世代間交流を図るなど、高齢者と子どもの交流機会づくりを行います。

- 「総合福祉施設きらくやまふれあいの丘」などの地域住民の身近な学習と交流の場となっている施設については、あらゆる活動の拠点としての利用促進に努めます。

■就労の支援や学習活動・機会の充実

- 高齢者が自己の経験や能力をいかし、積極的に社会参加ができる地域づくりを促進します。
- 超高齢社会における就労の機会と雇用の促進を図るとともに、シルバー人材センターの充実を促進します。
- 高齢者の自己啓発や日常生活の向上を目指した自主的な学習活動の機会を拡充します。

第2節 障がい者福祉

現況と課題

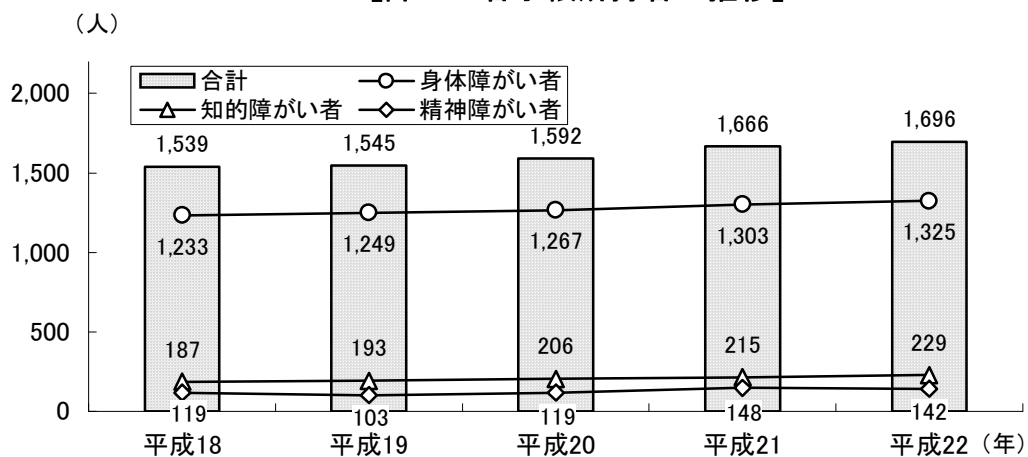
急速な高齢化や社会生活環境の急激な変化等に伴う生活習慣病の増加を背景に、障がいのある人の高齢化や障がいの重度化・重複化が進んでいます。また、社会的ストレスの増大等により、精神障がい者のみならず、多種多様な心の病を持つ人が増加する傾向にあります。さらに、発達障がいといったこれまで制度の谷間で対応が難しかった障がい特性の人たちの現状も明らかになってきました。

本市においても、つくばエクスプレスの開業を契機として市民の価値観や生活様式も多様化し、社会構造も大きく変化したことにより、必然的に求められる障がい福祉サービスも増加し、求められるニーズも高度化、多様化しています。

本市の身体障がい者手帳の所持者は、平成23年4月現在1,368人、療育手帳保持者は235人、精神障がい者保健福祉手帳は220人で、人口の約3.9%がなんらかの障がいを抱えています。身体、知的、精神すべての障がいで増化傾向にあります。

このようなことから、本市では、今後障がい者自立支援法に代わって施行が予定されている「障がい者総合福祉法（仮称）」に基づきながら、引き続き障がいのある人が地域社会の一員として安心して暮らすことができる地域社会の実現に向けて、障がいのある人の自立と社会参加を促進するための施策を総合的に実施していくことが必要です。

【障がい者手帳所持者の推移】



※各年4月1日現在の手帳所持者を集計
資料：社会福祉課

基本方針

- 障がいのある人が住み慣れた地域で安心して生活していけるよう、関係機関との連携による相談・指導体制の充実を図りながら、在宅生活支援の充実を図ります。
- 障がいのある人の生活訓練や療養の拠点となる施設の充実や機能の拡充を図ります。
- 地域及びボランティアの理解や支援を得ながら、市全体における障がいについての理解を深め、支え合う地域づくりに取り組み、社会参加ができるような環境づくりを進めます。
- 障がいのある人の就労促進を図るため、情報提供を積極的に行うとともに、企業などへの障がい者雇用の啓発に努めます。
- 発達にばらつきや遅れがある幼児とその保護者に対して療育支援を行うことにより、発達障がいの早期発見・早期療育に努めます。

指標名	実績値 (H23年度)	目標値 (H29年度)	指標の考え方
グループホーム・ケアホームの利用者数	39人	50人	障がい者の地域移行を促進するために、グループホーム・ケアホームの利用数の増加を目標とします。
就労に必要な支援等を受けている人数	63人	80人	就労につながるために必要な支援を受け、障がい者の働く意欲の向上を目標とします。
療育支援個別相談（指導）利用延べ件数	144件	200件	発達の遅れが気になる子とその保護者に対する臨床心理士による相談（指導）の機会を増やし療育支援を向上を目標とします。

施策の方向

項	目
在宅福祉の充実	総合的な推進
	制度運用・周知の充実
	生活支援サービスの充実
福祉施設の充実	施設の充実
	施設サービスの充実
社会参加の促進	外出等日常生活の支援
	参加機会の確保
雇用・就労の促進	情報提供の充実
療育支援の充実	相談・指導の充実

施策の内容

【在宅福祉の充実】

■総合的な推進

- ・「つくばみらい市いきいきハートプラン」障がい者計画・障がい者福祉計画に基づき、その達成状況を毎年度点検評価し、体系的な障がい者福祉施策を推進します。また、法

律や社会情勢の変化に応じて、計画の見直しを適切に行います。

■制度運用・周知の充実

- ・ 現行の障がい者自立支援法から、障がい者総合福祉法（仮称）へ移行することに伴い、市民への周知に努めるとともに、現在の利用者が新制度へスムーズに移行できるよう体制を整えます。
- ・ 障がいのある人やその保護者を対象に、国・県・市などで行う年金や手当の支給、税の優遇措置、公共施設の利用料減免など、経済的な負担軽減を図り、暮らしの安定を支援します。

■生活支援サービスの充実

- ・ 日常生活上の便宜を図るため、障がいの特性に応じた補装具や日常生活用具の給付、福祉用具・機器に関する相談・情報提供体制の充実に努めます。

【福祉施設の充実】

■施設の充実

- ・ 障がいのある人が、不便や不安を感じないような地域づくりを目指し、公共施設のバリアフリー化を推進します。
- ・ 常時介護を必要とする身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者が、地域に根ざした形での機能訓練活動、創作的活動及び生産活動を行う日中活動の場を持つ施設の充実に努めます。

■施設サービスの充実

- ・ 地域で生活する方に対しては、実情に応じて、創作的活動、生産活動機会の提供、社会との交流促進等を行う地域活動支援センターの機能を充実強化し、サービス提供体制の確保に努めます。
- ・ 障がい者施設の利用促進を図るため、情報提供を行い、事業所の継続的な運営と障がいのある人の日中活動の場の確保に努めます。

【社会参加の促進】

■外出等日常生活の支援

- ・ 障がいのある人の日常生活上の便宜を図るため、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動など社会参加のための外出を支援します。
- ・ 障がいのある人が外出する際に、円滑な移動やコミュニケーションができるよう、障がいの程度や種類に適應して、ガイドヘルパーや手話通訳者の派遣を行うとともに養成の促進に努めます。
- ・ 道路や交通機関等の都市基盤や民間施設において、安全で快適な生活空間の創出がされるよう、バリアフリー化の促進の啓発に努めます。

■参加機会の確保

- ・ 在宅の障がいのある人のためのデイサービス事業や小規模作業所などの整備・充実により、就労が困難な障がいのある人の創作活動や機能訓練等を推進するとともに、文化活動やスポーツ活動を促し、社会参加機会の拡充及び社会復帰を支援します。

【雇用・就労の促進】

■情報提供の充実

- 障がいのある人が必要とする情報のニーズを把握し、広報やホームページで迅速に分かりやすい情報提供に努めます。
- 必要なときに情報を容易に入手できるよう障がいの特性に配慮し、情報交換を行うための手段や人材の確保に努めます。
- 福祉関係機関、労働関係機関及び特別支援学校等と連携を強化することで、障がいのある人の雇用の促進を図ります。

【療育支援の充実】

■相談・指導の充実

- 発達の違いのある未就学児において、集団生活をスムーズに送れるようにするため、集団指導、個別相談、個別指導、幼稚園及び保育所への巡回指導を実施し、早期療育に努めます。併せて、小学校または中学校からの依頼に応じて、臨床心理士による訪問相談を実施します。

第3節 子育て支援

現況と課題

本市の人口に占める年少人口（15歳未満）の割合は、平成18年度までは減少傾向でしたが、平成19年度から増加の方向に推移しています。特に0歳児から5歳児までの就学前児童の人口が著しく、若い世帯が急激に増加していることが伺われます。人口の伸びとともに世帯数の伸びも顕著で、核家族化の進行が見られます。しかし、これはみらい平駅周辺地区への入居者によるものであり、他の地域では少子化が進む傾向も見られます。

本市では、妊娠届けを起点に妊婦・乳幼児に対して健診、相談、教室等の各事業を通し親と子の健康の維持増進を図っているほか、豊かな母性・父性の育成を目的に次世代育成を推進しています。また、家庭内で子育てをされている保護者の方に、子育ての悩みなど気軽に相談ができる場として、平成23年10月から子育て支援室を開設し相談事業、親子の遊びなどを行っています。今後も引き続き、各事業を通じて子どもたちやその親の心身にわたる健康維持・増進を図ることに努めていく必要があります。さらに、転入者の増加が見込まれることから、現在の事業の体制については市民のニーズに合わせ、弾力的に見直しを図っていく必要があります。

保育所は、乳幼児の健やかな育成と女性の社会進出を支えるうえで、大きな役割を担っています。本市には平成23年10月現在、公立6所、私立2所が整備され、保育所の入所者数は全体で706人となっており、共働き世帯の増加などにより利用者は増える傾向にあります。公立保育所では、多様化する保育ニーズに対応するため、土曜日1日保育の実施をはじめ、子育て支援室・一時保育及び乳児保育など、各種保育サービスに努めています。今後さらに人口増加と核家族化が進み、共働き世帯の増加が見込まれるので、待機児童数の対策として、保育所の拡張や民間誘致及び民間委託が必要になります。

また、つくばみらい市次世代育成支援地域行動計画に基づき、家庭、保育所、幼稚園、保健医療機関、企業・事業所等との連携を図り、市民との協力体制を構築して、地域社会全体で次代を担う子どもたちの健全育成に取り組む必要があります。

一方、発達障がいといった、これまで制度の谷間で対応が難しかった障がいの特性がある方たちの現状が明らかになってきました。また同時に、発達の遅れの気になる子に対する療育支援のニーズが急速に高まっています。

本市においても、療育教室を平成22年より本格的に実施し、集団教室、個別相談、巡回相談等に取り組んでおり、発達障がいを未然に防ぐ若しくは症状を和らげ、就学後の集団生活においてはその後の社会生活でつまずくことがないよう支援しています。

継続した支援が必要な場合が多く、利用件数が顕著に伸びているため、専門員の人材確保及び教室に適した場所の確保が大きな課題となっています。

基本方針

- 仕事と子育てを両立させている保護者の方の支援として、雇用形態に合わせた保育サービスの向上と安心して子どもを生き育てられる環境づくりを目指します。
- 家庭内で子育てをされている保護者の方に、子育て支援室の活用を進めるとともに、地域市民ボランティアの育成を図り、行政と市民が連携を取り、地域子育て支援へと拡充

を目指します。

○多様化する保育ニーズに対応するために、保育サービスの質とカリキュラムの充実を図るとともに、民間活力の導入を促進します。

○安心して子どもを産み、健やかに育てられるよう、子どもの成長に合わせた親と子の健康づくりを推進する母子保健対策の充実を図るとともに、子どもと親の健康の維持に努めます。

指標名	実績値 (H23年度)	目標値 (H29年度)	指標の考え方
療育支援個別相談（指導）利用件数	144件	200件	発達の違いが気になる子とその保護者に対する臨床心理士による相談（指導）の機会を増やし、療育支援の向上を目標とします。
放課後児童クラブ数	9箇所	10箇所	新設小学校への設置などを想定し、放課後児童クラブ数の拡大を目標とします。
特別保育事業を実施している保育所数	2箇所	3箇所	民間による保育所誘致も想定し、保育所数の拡大を目標とします。
新生児訪問・生後4ヶ月までの乳児全戸訪問の訪問率	85%	90%	新生児訪問・生後4ヶ月までの乳児世帯への訪問数の増大を目標とします。

施策の方向

項	目
子育て支援体制の充実	推進体制の整備
	地域子育て支援
	子育て相談機能の充実
	児童の健全育成
	子育て家庭への経済的支援
保育施設とその機能の充実	施設の充実
	保育サービスの充実
母子保健事業の充実	健康管理体制の充実
	母性・父性育成の推進
	育児支援の充実
	食育の推進

施策の内容

【子育て支援体制の充実】

■推進体制の整備

- ・社会情勢や子どもを取り巻く環境の変化などに迅速に対応するため、次世代育成支援地域行動計画に基づき、市民・関係団体・関係機関・行政等と連携した社会全体で子育てを支える体制づくりを構築します。

■地域子育て支援

- ・PR活動を通じて、地域の市民と育児援助をしている子育てサポーター事業の会員を増やし、地域の子育て支援の拡充に努めます。

■子育て相談機能の充実

- ・専門指導員による子育てに対する助言や指導が受けられる子育て支援室の活用を進めるとともに、専門指導員の資質向上を図り、気軽に参加できるよう相談機能の充実に努めます。
- ・子どもの権利を尊重し、安心して子育てができるよう、要保護児童対策地域協議会による児童虐待防止に向けた講座を実施するとともに、家庭や学校、専門家と連携を取り、虐待防止相談及び早期発見の体制づくりの充実に努めます。

■児童の健全育成

- ・子どもが安心して遊べる場、集まる場、交流できる場の充実に努めます。
- ・放課後児童クラブへの利用ニーズに的確に対応するため、既存公共施設の有効利用などを検討しながら、児童への負担を考慮した憩いの場の確保に努めます。
- ・みらい平駅周辺地区の児童の人口増加が見込まれるため、放課後児童クラブの施設の確保に努めます。

■子育て家庭への経済的支援

- ・子育て家庭に対しては、子ども手当、児童扶養手当、父子母子福祉金など、経済支援を実施します。

- ・児童の健やかな成長を促進するため、支給対象者への個人通知による情報提供と広報活動を的確に行い、経済的負担の軽減に努めます。

【保育施設とその機能の充実】

■施設の充実

- ・みらい平駅周辺地区の保育ニーズに対応するため、民間活力の導入を進めるとともに、既存施設の有効な利活用を図ります。
- ・民間活力を導入しながら、地域子育て支援センターの拡充を推進し、児童の健全で豊かな心の育成に努めます。
- ・公立保育所施設については、地域の実情に応じた施設整備並びに民間委託も含めた運営方法について検討します。

■保育サービスの充実

- ・地域子育て支援センターの拡充するため、私立保育園との連携並びに地域市民の協力を得るとともに、子育て支援室の充実を図ります。
- ・定期研修の受講などによる指導員の資質向上を図るとともに、他のクラブと連携や児童クラブの人数のバランスを考慮しながら、児童クラブの増設及び環境整備に努めます。
- ・保育ニーズの多様化に対応するために、保育士の資質向上を目標とする啓発事業を行い、保育サービスの質の向上とカリキュラムの充実を図ります。

【母子保健事業の充実】

■健康管理体制の充実

- ・妊産婦や乳幼児の特有な疾患、障がいや事故の予防及び早期発見のため、健康診査、保健指導等の徹底を図ります。

■母性・父性育成の推進

- ・妊娠、出産期を安全で快適に過ごし、子育てに関する不安を解消するための教室を開催し、知識の習得、相談等の充実を図ります

■育児支援の充実

- ・保健師および助産師による妊産婦・乳幼児等への訪問指導や相談、保育者同士の交流及び情報交換の場等を充実させ、良好な親子関係の構築と育児不安の軽減に努めます。
- ・発達の遅れなどが心配される未就学児について、集団指導、個別相談、個別指導、幼稚園及び保育所への巡回指導を実施し、発達障がいの早期発見、早期療育に努めます。

■食育の推進

- ・乳児期からの生活習慣病を予防するために、望ましい食習慣にかかわる正しい知識の普及に努めます。
- ・親子で食の大切さや楽しみを実感できる体験活動を通じて、健全な食生活の実現と心身の成長を図ります。

第4節 地域福祉

現況と課題

核家族化や価値観の変化とともに、かつての地域社会における血縁的、地縁的な相互扶助意識が低下している中、一方では、高齢化や少子化の進展により、身近な地域社会において人と人とが支え合い、互いに助け合う役割が見直されてきています。そのため、年齢や障がいの有無などを超えて、相互理解を深めていくことが必要となっています。

国においては、地域福祉の推進が社会福祉の柱として位置付けられており、本市においても、すべての人が安心して暮らしていけるまちづくりのため、平成24年度に地域福祉計画の策定を予定しています。

みらい平駅周辺地区の人口は増加しており、住民の家族構成や住居スタイルも従来とは異なる形態が多いため、これから起こる問題は従来以上に多様化することが予想されます。いかなる相談にも対応できる組織づくりや人材の確保が急務となっており、地域福祉活動の推進的な役割を担っている民生委員や社会福祉協議会、ボランティア、NPO法人などとの連携強化を図り、地域住民とのパートナーシップの形成を基本として、地域福祉活動の充実強化を進めていく必要があります。

福祉施設分布図



凡例

- 保育所
- ① 伊奈第1保育所
- ② 伊奈第2保育所
- ③ 伊奈第3保育所
- ④ 伊奈第4保育所
- ⑤ 谷和原第1保育所
- ⑥ 谷和原第2保育所

- 福祉施設
- ① 総合福祉施設
きらくやまふれあいの丘
- ② 谷和原保健福祉センター
- ③ ふれあいセンター
- ④ 高齢者センター

- 常磐自動車道
- 国道
- 主要地方道
- 県道

- つくば
エクスプレス
- 常総線
- 市役所
- 河川
- 市町村界

平成 23 年 12 月現在

基本方針

- 地域社会での多様な生活課題に対し、地域全体で取り組む体制を整備するため、地域福祉計画を策定し、地域福祉の総合的な推進を図ります。
- 地域福祉の推進するため、社会福祉協議会や地域を拠点に活動している団体との連携を図ります。
- 地域社会の中で、すべての人が互いに支え合いながら、自立した生活を送れるよう思いやりと支え合いのまちづくりを推進するため、福祉意識の啓発を図ります。
- 福祉施設等における各世代相互の交流機会の充実を図ります。

指標名	実績値 (H23年度)	目標値 (H29年度)	指標の考え方
福祉協力者の数	900人	920人	一定の水準には達した福祉協力者については、その協力者数の維持に努めていくことを目標とします。
きらくやまふれあいの丘の施設利用者数	128,176人	150,000人	利用者数が若干減少している、きらくやまふれあいの丘の要因を踏まえつつ、当初の計画数達成に努めていくことを目標とします。

施策の方向

項	目
地域福祉推進体制の整備	地域福祉計画の展開
	人材育成の推進
地域福祉活動の推進	社会福祉協議会との連携
	福祉団体の活動支援
	多様な市民活動への支援
福祉意識の啓発	人権教育の推進
	福祉・ボランティア教育の推進
福祉施設の充実	施設サービスの充実

施策の内容

【地域福祉推進体制の整備】

■地域福祉計画の展開

- ・地域福祉計画を策定し、関連する計画や施策との整合を図りながら、地域の参画と協働による地域福祉推進体制を構築し、地域福祉の総合的な推進を図ります。
- ・市民の協力を得ながらさまざまな福祉サービスの充実を図り、地域の中でだれもが安心して暮らせる地域ケアシステムの体制の強化を図ります

■人材育成の推進

- ・民生委員等の研修活動等に対する情報提供や講師派遣などの支援を行い、地域を拠点に活動する民生委員等のいっそうの資質向上を図ります。
- ・高齢者、障がいのある人の日常生活の支援や社会参加機会の拡大を図るため、関係機関と連携し、地域で活動するホームヘルパーやガイドヘルパー、手話通訳者等の養成・確

保に努めます。

【地域福祉活動の推進】

■社会福祉協議会との連携

- 社会福祉協議会との連携を密にしながら，市福祉サービスの円滑な実施に努め，地域福祉の充実を推進します。

■福祉団体の活動支援

- 地域実情に精通した福祉団体への活動支援を行い，地域に根ざした福祉行政を推進します。

■多様な市民活動への支援

- 保健・医療，教育分野と連携して，家庭，学校，地域社会，職場において福祉に関する啓発を進め，地域住民の自主的な地域福祉活動への参加を推進します。
- 地域福祉の担い手となるボランティアを育成するため，社会福祉協議会において，福祉ボランティアの受入れ体制の充実に努めます。

【福祉意識の啓発】

■人権教育の推進

- あらゆる機会を通じて，人権の大切さについて理解を深める人権教育・啓発を推進します。

■福祉・ボランティア教育の推進

- 世代を超えて幅広く交流できる機会の拡充や福祉教育の充実，啓発活動等を通じて市民の福祉に対する理解と意識の高揚を図ります。

【福祉施設の充実】

■施設サービスの充実

- 総合福祉施設きらくやまふれあいの丘の適切な管理に努め，福祉施設等における各世代相互の交流機会の充実に努めます。

第5節 社会保障

現況と課題

国民健康保険は、国民皆保険の制度として創設され、市民の健康増進と地域医療の確保に重要な役割を果たしています。しかし、少子・高齢化の急速な進行や疾病構造の変化、高度な医療技術の進展などに伴い、医療費は年々増加し、厳しい財政運営状況にあります。

国民健康保険の加入状況としては、核家族化の進行、景気の低迷などに伴い、世帯・被保険者ともに年々増加傾向にあり、今後もこの傾向が続くものと見込まれています。このような状況の中、市民の健康の増進を確保し、安心して医療が受けられるよう、医療費の適正化や収納率の向上など負担の公平に努め、国民健康保険事業の安定運営を図る必要があります。

国民年金については、今後も少子・高齢化が進行する中であって、高齢期の生活の基盤を支える制度であるため、年金制度の意義や役割について周知・啓発を行い、加入促進、納付意識の向上を図っていく必要があります。

平成12年度から運用が開始された介護保険制度については、平成18年4月に介護保険法が改正され、「介護予防」を重視した、地域支援事業や地域密着型サービスなどの新たなサービス体系の創出を含む大幅な制度改正が行われ、予防重視型のシステムへの転換が進められています。本市でも、平成24年3月に策定した高齢者福祉計画・介護保険事業計画に基づき高齢者施策の計画的な推進に取り組んでおります。今後さらに介護保険制度を充実したものにしていくためにも、市として安定した介護保険制度の運営、高齢者が安心してサービスを受けられる環境整備、介護サービスの量と質の均衡がとれた供給体制の整備などが求められています。

疾病や心身の障がい、高齢などによるほか、長引く経済不況や雇用情勢の悪化に伴い、生活保護受給世帯は年々増加しています。本市の平成23年3月末現在の被保護世帯は127世帯、被保護人員は164人、保護率は3.7%となっており、5年前の本市誕生時（平成18年3月末：60世帯、87人、2.2%）と比較すると倍増しています。今後は、関係機関との連携をいっそう強化し、低所得者世帯などへの自立に向けた支援や相談体制の充実を図る必要があります。

基本方針

- 国民健康保険事業については、市民の健康の保持・増進を確保するため、医療費の適正化に努めながら、国民健康保険財政の安定した運営を図ります。
- 国民年金については、広報紙等を通じて国民年金制度の周知を図り、加入促進に努めます。また、被保険者の年金受給権を確保するための年金相談体制の強化を図ります。
- 介護保険制度については、制度に基づく高齢者施策を総合的・計画的に展開し、介護保険業務を的確に遂行することにより、介護保険制度の適正かつ円滑な運営を図ります。
- 低所得者福祉については、生活困窮者に対し、困窮の程度に応じた必要な保護を行うとともに、生活困窮者の自立に向けての指導・支援を充実していきます。

指標名	実績値 (H23年度)	目標値 (H29年度)	指標の考え方
要介護認定率	14.3%	15.5%	高齢者の健康を確保することを目指し、要介護認定率の増加の抑制を目標とします。
国民健康保険税収納率	91.5%	93.2%	国民健康保険制度の安定した運営のため、収納率の向上を目標とします。
年金情報の広報紙への掲載回数	5回/年	6回/年	国民年金制度の周知啓発の拡大に向けて、広報紙への掲載回数を増やすことを目標とします。

施策の方向

項	目
国民健康保険制度の健全な運営	経営の健全化
	医療費の適正化
	被保険者福祉の向上
	福祉医療等の助成
国民年金制度の啓発	制度の周知と啓発
介護保険制度の健全な運営	地域支援体制の整備
	サービス提供体制の改善
	介護保険制度の円滑な運営
低所得者福祉の充実	生活相談の強化

施策の内容

【国民健康保険制度の健全な運営】

■経営の健全化

- ・適正な保険給付及び保険税の公平かつ適正な賦課徴収，収納率向上対策及び医療費適正化対策等の経営努力を推進し，適正かつ安定的な事業運営を図ります

■医療費の適正化

- ・国民健康保険制度の理解を深めるため，市民に対する啓発を行います。また，疾病の早期発見・早期治療を奨励し，健康づくりのための保健事業の充実を図り，医療費の削減に努めます。
- ・医療費の適正化を図るため，レセプト点検の充実を努めます。

■被保険者福祉の向上

- ・出産育児一時金・埋葬料の給付，出産育児一時金貸付を行い，被保険者の生活の安定と福祉の向上に努めます

■福祉医療等の助成

- ・妊産婦，小児，母子・父子，重度心身障がい者等を対象に医療費を助成し，健康の保持促進と，生活の安定を図れるように努めます。

【国民年金制度の啓発】

■制度の周知と啓発

- ・国民年金の未加入者解消のため，広報紙，パンフレット等により制度の周知を図り，加入促進に努めます。
- ・受給権確保のため，関係機関と連携協力して相談業務の充実を図ります。

【介護保険制度の健全な運営】

■地域支援体制の整備

- ・市民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援するため，総合相談支援，介護予防ケアマネジメント，権利擁護，包括的・継続的なケアマネジメント支援を一体的に行う中核的な機関として設置された，地域包括支援センターの適正な運営体制の確保に努めます。
- ・在宅での高齢者やその家族等が，保健・医療・福祉の各サービスを総合的かつ効果的に受けられるよう，地域包括支援センターを核とした相談・支援・連絡体制の充実とともに，介護サービスを必要とする高齢者やその家族に最も適した在宅介護サービスの提供に努めます。

■サービス提供体制の改善

- ・要介護認定者数，サービス利用者数，市民の要望等から，介護施設等の整備や介護サービスの提供など，計画的な介護事業を推進するため，高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を3年ごとに策定し，地域の実情に即した介護保険制度の適正な運営に努めます。
- ・介護保険に関する利用者やその家族等からの苦情を受け付け，必要な関係機関との連絡

調整を行い、介護サービス事業者の適正な運営を確保します。

■介護保険制度の円滑な運営

- 介護保険制度の適正な運営のため、被保険者の資格管理をはじめ、適正な要介護・要支援認定、保険料の賦課、保険料の徴収などを行います。
- 介護給付が適切に行われているか把握するため、ケアプランの調査や国民健康保険団体連合会からの給付費適正化システムを活用し、サービス提供が適切に行われ正確な請求がされるよう指導します。

【低所得者福祉の充実】

■生活相談の強化

- 要保護世帯への訪問調査による実態把握をもとに、個別需要に即した適正な保護の決定・実施を行います。
- 要保護世帯の生活状況を的確に把握し、関係諸制度及び福祉施策の有機的活用を図りつつ、適切な生活指導を行います。

第6節 健康づくり

現況と課題

すべての市民が生涯にわたって充実した生活を過ごすためには、健康であることが基本であり、市民一人ひとりが若年期から自らの健康づくりに意識を持ち、健康的な生活習慣を身に付け、積極的に健康の増進を図っていくことが重要です。

本市では、健康づくりの推進体制として、健康増進法、予防接種法、感染症予防法（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律）に基づいた事業を実施し、市民の生涯を通じた健康づくりと総合的な保健医療体制の確立に努めています。また、谷和原保健福祉センターを中心に市民の健康の保持及び増進を図っています。特に、がんが市民の疾病による死亡の最大の原因となっていることや、平成23年3月の福島第一原子力発電所事故による市民の放射能による不安解消を図るために、平成23年7月に健康増進課内にがん対策室、生活環境課内に放射能対策室を新設し、それぞれへの対策のいっそうの充実を図っています。

また、消費者の食品を取り巻く環境が著しく変化しているなかで、食肉の偽装表示、残留農薬問題、放射能問題など食の安全性を脅かす問題が多々起きており、食品の安全性に対する消費者の不安や不信と対応への要求が高まっています。

今後も、市民の多様なニーズに対応し、保健・医療・福祉などの連携のもと、乳幼児から高齢者までの各段階に応じたきめ細かな保健活動の充実に取り組んでいく必要があります。併せて、すべての市民が健康で明るく元気に生活できる社会の実現を図るため、自らの健康づくりに関する意識を持ち、生涯にわたる健康づくり活動ができるよう支援するとともに、疾病予防に重点を置いた施策を展開していく必要があります。

一方、我が国においては自殺による死亡者数が高い水準で推移しており、本市においても例外ではないため、心の健康づくりにも積極的に取り組んでいくことが必要です。

基本方針

- 市民の生涯にわたる健康づくりを推進するため、自主的な健康づくりと質の高い多様な保健サービスが提供できるよう、心の健康を含めた健康づくりの基盤整備に努めます。
- 市民の多様なニーズに対応できるように、谷和原保健福祉センターを拠点として、総合的で適切なサービスの提供を推進します

指標名	実績値 (H23年度)	目標値 (H29年度)	指標の考え方
生活習慣病予防のための健康教室参加延べ人数	560/年	590/年	健康で長生きできる市民を増やすため、生活習慣病予防のための健康教室参加者の拡大を目標とします。
一般がん集団検診受診延べ人数(胃がん、肺がん、大腸がん)	7,000/年	7,420/年	がんによる死亡者を抑制していくため、一般がん集団検診受診者の増大を目標とします。○
婦人科がん検診受診延べ人数(子宮がん、乳がん)	2,250/年	2,385/年	がんによる死亡者を抑制していくため、婦人科がん検診受診者の増大を目標とします。

施策の方向

項	目
健康づくり推進体制の充実	健康管理体制の充実
	健康診査の充実
	健康増進の充実
	感染症予防の推進
保健活動の推進	拠点機能の充実
	活動体制の充実
食生活改善の推進	食育の推進
心の健康づくりの推進	心の健康づくりの充実
	自殺予防対策の推進

施策の内容

【健康づくり推進体制の充実】

■健康管理体制の充実

- ・健康管理システムの構築を図るとともに、市民の健康状態を住民健診の結果等により適切な把握に努めます。
- ・個人情報である住民健診の情報については、安全管理体制を徹底し、適切に管理します。

■健康診査の充実

- ・健康増進法等に基づいた健診制度を踏まえ、市民の利便性を考慮した健診制度体制の充実を図りながら、受診率の向上に努めます。
- ・がん検診の推進を図るとともにがん予防啓発活動に努めます。

■健康増進の充実

- ・市民が自主的に健康づくりを実践できるよう、健康教育・健康相談などの事業の推進を図ります。
- ・利用者ニーズを踏まえ、谷和原保健福祉センター内健康増進室の充実を図ります。

■感染症予防の推進

- ・感染症まん延を予防するため、予防接種について効率的な啓発を促し、接種率の向上に努めます。
- ・感染症予防対策が、関係機関との円滑な連携のもとに実施できるよう、研修会等を通じ感染症予防意識の向上を図るとともに、啓発に努めます。
- ・新たな強毒性インフルエンザなどの感染症対策を協議し、感染の予防及び拡大の防止に努めます。

【保健活動の推進】

■拠点機能の充実

- ・谷和原保健福祉センターを市民の健康づくりの中心拠点施設として位置付け、機能拡充に努めます。

■活動体制の充実

- ・市民の多様なニーズに的確に対応し、関係機関・団体と連携、調整を図りながら、保健・医療・福祉の総合的で適切なサービスの提供を推進します。

【食生活改善の推進】

■食育の推進

- ・市民が身近なところから食育に取り組む機会や、情報、支援が得られる環境づくりに努めます。

【心の健康づくりの推進】

■心の健康づくりの充実

- ・精神面での問題を抱えている方の相談を行い、受診、受療、社会復帰を図れるよう支援の充実に努めます。

■自殺予防対策の推進

- ・ゲートキーパーの養成を図るとともに、自殺予防啓発活動に努めます。

第7節 医療

現況と課題

本市における医療機関は、診療所が15か所と歯科医院が19か所となっています（平成23年6月1日現在）。休日・夜間の救急医療について、比較的軽症な患者に対しては、取手医師会病院医師が担当する取手・北相馬休日夜間緊急診療所により診療を確保しているほか、重症救急患者の治療に当たる第二次救急医療については、関係区域の医療機関が参加する常総地域病院群輪番制・常総地域小児救急医療輪番制により対応しています。

しかし、脳血管疾患や心疾患等の救急患者の増加や、交通事故に対応した救急医療への市民ニーズがますます高まっていることから、救急患者の症状に応じ、迅速・的確に対応できる救急医療体制の拡充・強化が望まれています。さらに、全国的な少子化に伴い小児科医師が減少していることから、小児救急医療体制の充実も必要です。

今後は、既存の医療機関をより効果的に市民ニーズに結び付け、いつでも、どこでも、安心して医療サービスが受けられるための地域医療体制を確立していくことが重要です。

基本方針

- 市民が安心して医療が受けられるよう、医療機関の誘致などに努め、地域医療体制の確立を図ります。
- 近隣医療機関との連携により、救急患者の症状に応じて迅速・的確に対応できるよう、救急医療体制の充実・強化に努めます。

指標名	実績値 (H23年度)	目標値 (H29年度)	指標の考え方
救急医療体制の参加病院数	8施設	8施設	関係団体との連携を継続し、現状の救急医療体制の維持をしていくことを目標とします。

施策の方向

項	目
医療施設と診療体制の充実	地域医療体制の充実
	救急医療体制の充実

施策の内容

【医療施設と診療体制の充実】

■地域医療体制の充実

- ・市民が身近なところで安心して医療サービスが受けられるよう、地域医療の充実に努めるとともに、市内への中核的病院の誘致に向けて、引き続き県や医療機関へ働きかけを行います。

■救急医療体制の充実

- ・取手・北相馬休日夜間緊急診療所（取手医師会病院）への支援を行い、初期救急医療が必要な患者の医療を確保します。
- ・休日・夜間における重症患者の救急医療体制の拡充に努めます。
- ・市民の健康管理を促進するため、健康や医療に関する相談体制の構築を検討します。

